

事務連絡
令和3年12月17日

法務局民事行政部首席登記官（第一法人登記担当） 殿
法務局民事行政部首席登記官（第二法人登記担当） 殿
法務局民事行政部首席登記官（法人登記担当） 殿
地方法務局首席登記官（不動産登記担当を除く。） 殿

法務省民事局商事課 法務専門官

商業登記規則第102条第5項第2号に規定する法務大臣の定める電子証明書について

標記について、本年12月17日から、商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第102条第5項第2号（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき法務大臣が定める電子証明書に、新たに、下記1の電子証明書（右欄のサービスにおいて利用されているものに限る。）が追加されましたので、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。


なお、下記の電子証明書について、利用可能な場合及び検証結果の確認に当たっての留意点は、令和2年6月12日付け法務専門官事務連絡を参照願います。

おって、下記の電子証明書の追加に当たり、本年12月17日付けで、法務省ホームページの下記2のページが更新されますので、申し添えます。

記

1 追加される電子証明書

電子証明書	左の電子証明書が利用されているサービス
Cybertrust iTrust Signature Certification Authority (サイバートラスト株式会社)	ContractS CLM (ContractS株式会社)



2 更新されるページ

- (1) 商業・法人登記のオンライン申請について

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>

- (2) ご利用の手引き

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji41-1.html>